

総 会 開 催 結 果

作成日：令和2年2月12日

1	総会名	令和2年1月 大槌町農業委員会定例総会			
2	開催日時	令和2年1月23日（木） 午前10時00分			
3	開催場所	大槌町役場3階 中会議室			
4	出席者の 状況 ○：出席 ×：欠席	農 業 委 員			
		議席番号	役 職	氏 名	出欠
		8	会長	佐々木 重吾	○
		7	会長職務代理者	阿部 義正	○
		1		三浦 英俊	○
		2		阿部 成子	○
		3		北田 和紀	○
		5		藤原 長英	○
		6		兼澤 修悟	○
		農地利用最適化推進委員			
		担当地域		氏 名	出欠
		金沢	三浦 幸保		○
			阿部 美智子		○
		小澁	藤原 市之助		○
			川崎 郷泉		○
		上京・町方・吉里吉里・浪板	佐々木 和之		○
三浦 茂男			○		
農業委員会事務局		事務局長 岡本 克美	主幹 祝田 茂		
5	議 事				
	報 告	・農地法第3条の3 第1項の規定による届出について（2件）			
6	その他	・連絡事項等（次回の現地調査、総会の日程、研修について）			

総 会 議 事 録

議 長	<p>【開会 午前 10 時 00 分】 お疲れ様です。 定刻となりましたので、只今より令和 2 年 1 月大槌町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の農業委員の出席状況を報告いたします。委員の定数 7 名全員の出席で過半数に達しておりますので、本日の総会は成立しておりますことを報告いたします。</p> <p>【日程第 1 「会期の決定」】 日程第 1 会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。令和 2 年 1 月総会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思ひます。 これにご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」という声あり）</p> <p>異議なしと認め、会期は、本日 1 日間と決定いたしました。</p> <p>【日程第 2 「議事録署名委員の指名」】 日程第 2 議事録署名委員の指名を行います。私から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」という声あり）</p> <p>ご異議ございませんので、2 番 阿部成子委員と 5 番 藤原長英委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。</p> <p>【日程第 3 「諸般の報告」】 日程第 3 諸般の報告を行います。では、事務局、お願ひいたします。</p>
事務局長	今月は特にございませぬ。
議 長	<p>【日程第 4 「報告第 5 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」】 続きまして 日程第 4 報告第 5 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出」について番号 8 を報告いたします。 事務局より資料の朗読と説明をお願ひいたします。</p>
事務局長	※<資料 1 >2020. 1. 23 議案書を朗読
議 長	<p>それでは、質疑に入ります。只今の事務局からの報告について、発言のある方は、挙手願ひます。</p> <p>（質問、意見なし）</p> <p>続きまして、番号 9 を報告いたします。</p>

	事務局より資料の朗読と説明をお願いいたします。
事務局長	※<資料1>2020.1.23 議案書を朗読
議長	それでは、質疑に入ります。只今の事務局からの報告について、発言のある方は挙手願います。
事務局主幹	補足ですが、■■■■さんは、農業委員会に農地あっせんをご希望とのことでした。
藤原市之助推進委員	■■■■さんと●●さんの関係は？
議長	（■■■■さんは）●●さんの娘さんです。 よろしいですか。 以上で報告を終わります。 本日の議案は以上です。その他として、何かありますか。
事務局主幹	それでは、仮設住宅の農振の除外に関して、一次産業活性化班の佐藤より説明いたします。
佐藤尊秀主事	●仮設跡地の農振（＝農業振興地域）の除外に関する手続きについて 産業振興課では、今年度、震災以降見直しをしていなかった「大槌町農業振興地域整備計画」の定期見直しを一年かけて行っていました。 その中で、今回もっとも大きな変更点というのが、震災後、農地に建てられた応急仮設住宅の跡地についてです。 原則は「原形復旧」ということですが、地権者の皆さまに撤去後の復旧についてご意向を確認し、農地復旧をご希望の方には農地に戻して返還、農地には戻さずにほかの用途として使いたい、ということで農地復旧を希望されない方には、基本的に碎石を敷いて返還することとしております。 応急仮設住宅の撤去に関しては、県が令和2年度に町内すべての撤去工事を完了させる予定で進捗しております。 それに伴い、農地復旧をせずに返還をご希望の地権者の方の土地については、これまで農振農用地に指定されていた土地を今回の定期見直しですべて除外することとして処理をしたいと考えております。 昨年度の9～10月頃にかけて現地確認をした時は、まだいくつかの仮設住宅が残っているところもあり、ここについては、今、県と除外する方向で協議を進めているところです。また、このことについて県からいくつかの条件を示されています。 ① 現況がすでに農地ではないということ。 これは（資料のとおり）現地確認の際に撮った写真でも確認できますが、ほぼすべての農地の現況が農地ではなくなっております。 ② 農業委員会との調整。 農業委員会に説明し、まずはその方向性について同意を得ること。

	<p>③ 地権者への意向確認と意見聴取。</p> <p>昨年の11月頃に農振除外対象のすべての地権者に向けて、「除外する方向で処理を進めてよいか」という旨の意見照会の文書を送付しております。また、農地復旧をご希望の地権者に向けては、これらの農地が除外されることによって今後の営農に支障はないか意見徴収の文書を送りましたが、現時点でこれについて特段、地権者の方々から意見等はありませんでした。</p> <p>ということで、今回は、農業委員・農地利用最適化推進委員の皆さんにも現地の状況を（資料の）写真で確認いただき、今後の有効な土地利用を考慮しつつ、一律除外することについてご意見を頂戴したく、今回ここで報告させていただきました。</p>
三浦茂男推進委員	<p>これまで仮設住宅だったということは、もともと耕作放棄地みたいな状態で大変だったところだが、今回、農振除外となるのはどのくらいなのか。</p>
佐藤尊秀主事	<p>こちらでリストアップしているのが、農地復旧を希望されなかったところの面積で、約6.8町歩です。一方で農地に戻すことを希望されてところは非常に少なく、あっても1町歩でした。</p>
議長	<p>現実、農地として使っていなかったところを農地に戻してしまうと、耕作放棄地になってしまうので、自分は、積極的に農地から外すのがよいと思う。しかし、その後の有効活用法となるとね・・・。</p> <p>しかも一旦ああいう風になってしまったものを農地に戻すとなると、かなりお金もかかってくるので出し切れないのではないかと思います。</p> <p>農振から外す、ってことなんだけれど、その場合は農地のまま外すことになるのかな。</p>
佐藤尊秀主事	<p>これは、各地権者の皆さんに案内を出して、適用外証明願を出していただくようにしてその際に農地から外して地目も変えるという方法にしたいと考えています。</p>
議長	<p>というと、また追ってここに（議案として）上がってくるわけだね。</p>
佐藤尊秀主事	<p>はい。</p> <p>では、このほかに特にご意見等なければ、本件について同意いただいたということでよろしいでしょうか。</p>
全員	<p>はい。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>また、これをもって、本日の会議を閉じ、農業委員会1月総会を閉会いたします。ご苦労様でした。</p> <p>【閉会 午前10時45分】</p>